二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字興地一五四五の一・一五四九の一・字飯干一〇二一の二・一〇二二・字十二町一〇三二の二・字小鶴三一二七・三一三〇の四・字東山一〇七三一の一・一〇七四〇の一・字徳富一〇七五七の二・一〇七五八の一・一〇七六七の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月十八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字山川三八三九、三八四〇の一、大字岩戸字馬背野七五三二の二、七五三三の二、七五四六の一、七五四六の四、七五四七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山川三八三九・三八四〇の一・字馬背野七五三二の二・七五三三の二・七五四六の一・七五四六の四・七五四七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月十八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字谷頭三一六〇の四、三一七〇の三、字金山谷三一七九、大字岩戸字渡内五四六二の一、五四六二の二、大字上岩戸字奥平一七、二〇の二、三六の一〇、三六の一一、三六の一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷頭三一六〇の四・三一七〇の三・字金山谷三一七九・字渡内五四六二の一・五四六二の二・字奥平一七・二〇の二・三六の一〇・三六の一一・三六の一三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月十八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字徳源寺二四六九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字徳源寺二四六九の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年十月十八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市佐土原町西上那珂字松原三〇四二の一、字梅ケ島三七八六、三七八七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松原三〇四二の一（次の図に示す部分に限る。）、字梅ケ島三七八六、三七八七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十号

中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年十月十八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

卸売の業務を行っている者の名称　新名称　株式会社ＪＦ兵庫県生花
旧名称　兵庫県生花株式会社
卸売の業務を行っている市場　神戸市中央卸売市場東部市場
取扱品目の部類　花き部
変更年月日　平成二十四年九月三日

○農林水産省告示第二千三百十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十四年十月十八日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　登録年月日及び登録番号
平成十九年二月二十三日　第九十三号
二　登録認定機関の名称及び住所
社団法人福岡県畜産協会　福岡県福岡市博多区千代四丁目一番二十七号
三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
地鶏肉
四　廃止年月日
平成二十五年三月三十一日